

一般財団法人中部貸切バス適正化センター  
一般貸切旅客自動車運送適正化事業諮問委員会規程

(目 的)

第1条 この委員会は、一般貸切旅客自動車運送適正化事業諮問委員会と称し、一般財団法人中部貸切バス適正化センター（以下「センター」という。）の組織・運営の中立性及び透明性の確立を図り、センターが行う道路運送法第43条に定める適正化事業の公正かつ着実な推進に資することを目的とする。

(事 項)

第2条 委員会は、センターの長の諮問に応じ、適正化事業に関する次に掲げる事項について審議し答申する

- (1) 適正化事業に係る負担金の決定に関する事
- (2) 適正化事業の活動指針に関する事
- (3) 適正化事業の活動状況に関する事
- (4) その他適正化事業に関する事

(構 成)

第3条 委員会は、一般貸切旅客運送事業者、一般貸切旅客運送事業に従事する者で組織する労働組合関係者、学識経験者、一般消費者それぞれ1名以上からなる委員をもって構成する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、センターの長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

(委員長の選任)

第6条 委員の中から委員の互選により委員長1名を選出する。

- 2 委員長は、委員会を掌理して会議の議長となり、委員会を代表する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、センターの長が招集し、原則として年1回開催するものとし、同センターの長が必要と認めたときは、これにかかわらず開催することができる。

2 委員会には、参考人として中部運輸局に対し出席を求めるものとする。

(議決方法)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決すところによる。

(委員の服務等)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の手当)

第10条 委員には、委員謝金及び委員旅費を支給する。

(事務局)

第11条 委員会の事務は、センターが行う。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

令和6年5月22日、第3条一部改正。